

ブルセラ症急速診断用菌液

動生剤基準のブルセラ症急速診断用菌液の 3.4.2 及び 3.4.3 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準のブルセラ症急速診断用菌液の 3.3.1 及び 3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。